

---

## 第4 緑と水の現況と課題

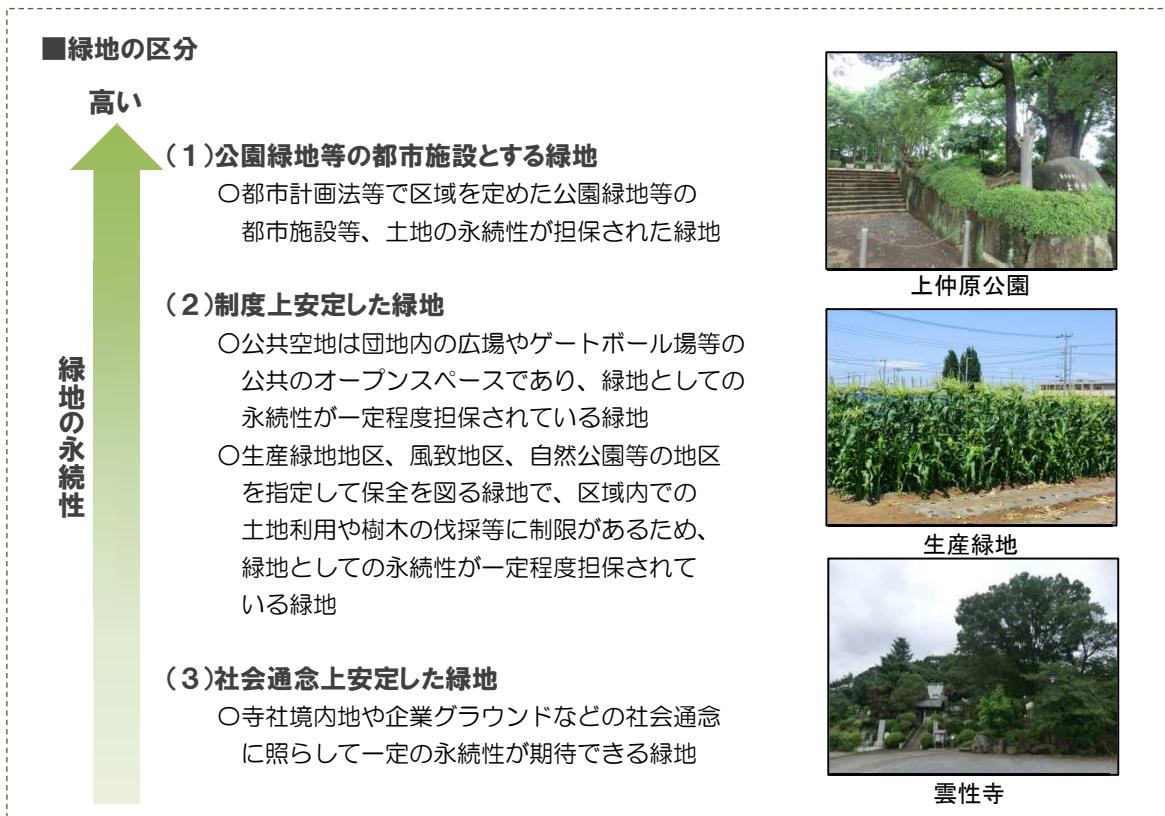
1 緑と水の現況

2 緑と水の課題

## 第4 緑と水の現況と課題

### 1 緑と水の現況

緑と水には、都市公園法などに基づき、区域を定めている「(1)公園緑地等の都市施設とする緑地」、生産緑地地区や風致地区、河川区域などのように地区を指定して保全を図る「(2)制度上安定した緑地」、社寺境内地や企業グラウンドなどの永続性が期待できる「(3)社会通念上安定した緑地」、そのほか、多摩湖や野火止用水等の水環境、道路の街路樹、保存樹木や保存生垣等の民有地の緑等、様々な緑と水があります。平成29年現在の緑と水の現況は以下のとおりです。



#### (1) 公園緑地等の都市施設とする緑地

##### ア 公 園

- **都市公園は増加していますが、都市計画決定されたものの未整備の公園もあります。**

公園は、市民の利用範囲を考慮し、また利用目的に応じて、種類毎に分類されています。(p.18「公園の種別及び誘致距離図」参照)

平成29年現在、都市計画決定されている公園数は、街区公園が16箇所、近隣公園が4箇所ありますが、この中には都市計画決定されたものの未整備の公園が含まれています。特に近隣公園は、新海道公園の区域の一部が暫定的に供用又は、開発事業の提供公園として供用されているのみで、区域の一部が宅地化されている公園もあります。そのほか、総合公園1箇所(上仲原公園)と運動公園1箇所(都立東大和南公園)があります。地区公園については、都市計画決定されているものはありません。また、街区公園と同等の公園として条例で設置している都市公園が100箇所(緑道含む)、こども広場が18箇所あります。

## イ 緑地

- 都市計画緑地は維持の状態にあります。

狹山緑地、東大和緑地、東大和狭山緑地、東大和芋窪緑地の4箇所が都市計画決定されています。

### ■公園緑地等の都市施設と緑地の変化

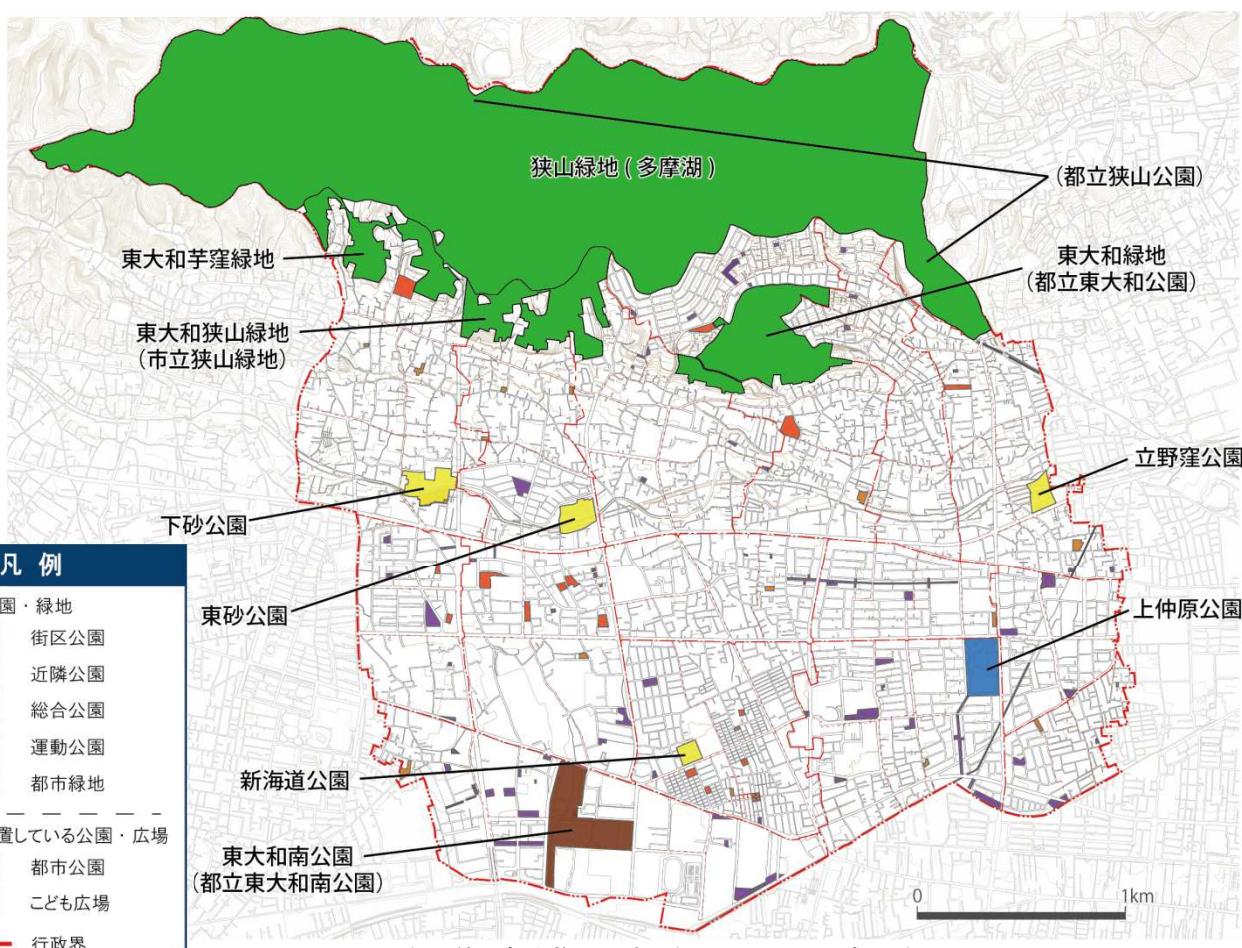
種類		種別	平成 10 年	平成 29 年
都市計画公園・緑地	公園	街区公園	13 箇所 (3.42ha)	16 箇所 (4.08ha)
		近隣公園	4 箇所 (7.90ha)	4 箇所 (7.90ha)
		地区公園	0 箇所 (0.00ha)	0 箇所 (0.00ha)
	公園	総合公園	1 箇所 (4.30ha)	1 箇所 (4.30ha)
		運動公園	1 箇所 (9.00ha)	1 箇所 (9.87ha)
	広域公園		1 箇所 (330.20ha)	1 箇所 (330.20ha)
都市計画緑地			3 箇所 (49.80ha)	3 箇所 (51.00ha)
条例で設置している公園・広場	都市公園※		67 箇所 (66.66ha)	100 箇所 (69.16ha)
	こども広場		21 箇所 (2.41ha)	18 箇所 (2.36ha)

※都市公園は、都市計画公園以外の公園であり、条例で設置しているものです。

※都市計画公園・緑地は、都市計画決定されている箇所数・面積を記載しているため、供用箇所数・面積と異なります。

※上記のほか、各施設の区域に重複があるため箇所数・面積を合計しても、供用箇所数・面積とは異なります。

※第一次計画では、狹山緑地を「広域公園」としていましたが、都市計画法における都市施設の種別が、「公園」ではなく「緑地」であるため、本計画では、「都市計画緑地」に位置づけます。



## 第4 緑と水の現況と課題

### ■公園の種別及び誘致距離図

公園の種別

種類	種別	公園の内容	東大和の公園（例）
住区基幹公園	街区公園	主として街区内外に居住する者の利用に供することを目的とする公園 (参考値：誘致距離 250m)	二ツ池公園
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園 (参考値：誘致距離 500m)	新海道公園
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園 (参考値：誘致距離 1,000m)	なし
都市基幹公園	総合公園	都市住民の休息、散歩等総合的な利用に供することを目的とする公園 (市域に 1箇所以上)	上仲原公園
	運動公園	都市住民の主として運動に供することを目的とする公園 (市域に 1箇所以上)	東大和南公園



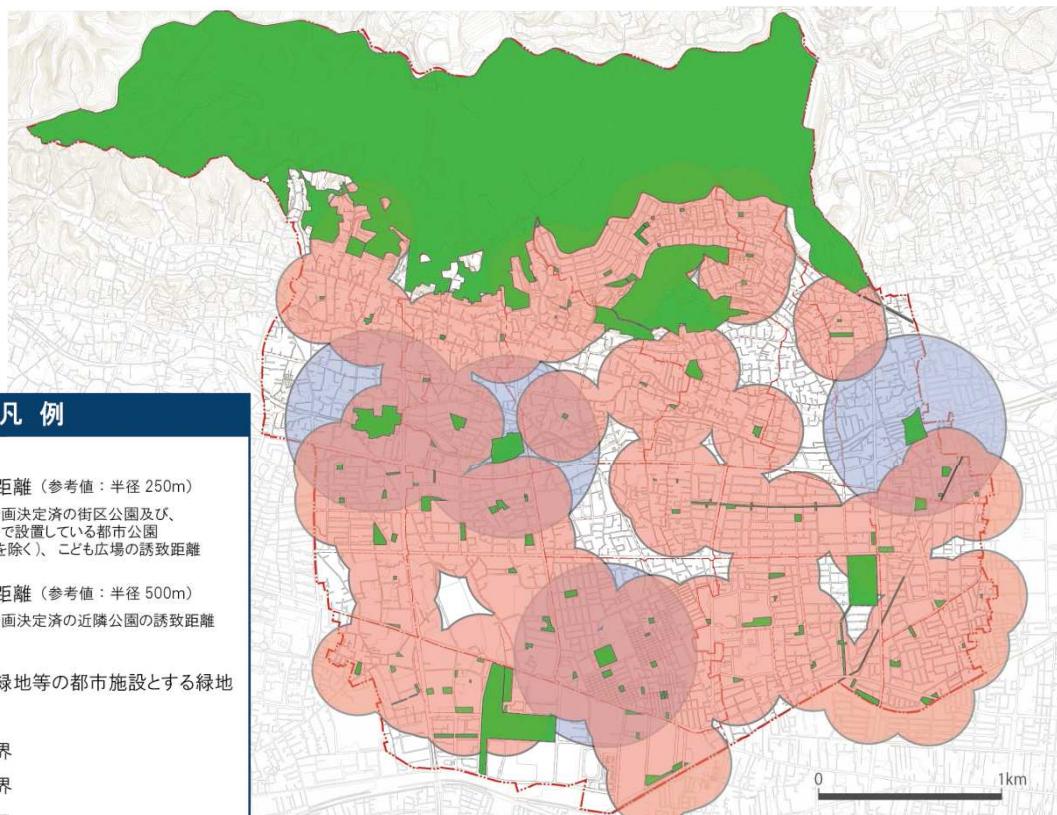
街区公園（二ツ池公園）



都市計画緑地（東大和狭山緑地）



こども広場（下立野林間こども広場）



## (2) 制度上安定した緑地

### ア 公共空地

- **公共空地は大規模団地の建て替えにより、面積が増加しています。**

公共空地として、団地内等の公園・緑地、桜が丘市民広場、ゲートボール場、歩行者専用道路等があります。平成29年現在では総面積10.80haとなっています。

### イ 生産緑地地区

- **生産緑地地区は宅地等への転用により、箇所数・面積ともに大きく減少しています。**

農林業と調和した良好な都市環境を確保することを目的として、市街化区域内の農地が都市計画法に基づき生産緑地地区に指定されています。平成29年現在では44.63haとなっています。

### ウ 風致地区

- **風致地区の指定は維持の状態にあります。**

都市における自然的景観や風致を維持することを目的として、風致地区が都市計画法により指定されています。現在、廻田風致地区が湖畔地区を中心に指定されており、区域内の木竹の伐採や土地の形状変更、建築物の建蔽率や高さ等が規制されています。

### エ 自然公園

- **自然公園の指定は維持の状態にあります。**

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、野外レクリエーション、自然学習等の場として活用することを目的に、近隣の瑞穂町、武蔵村山市及び東村山市にまたがる狭山丘陵が都立狭山自然公園に指定されています。

### オ 近郊緑地保全区域

- **近郊緑地保全区域の指定区域の変化はありませんが、一部宅地化によって緑地が減少しています。**

大都市周辺の緑地を保全し、良好な生活環境を確保するとともに無秩序な市街化を防止することを目的として、狭山丘陵を取り込んだ区域341.1haが首都圏近郊緑地保全法により狭山近郊緑地保全区域に指定されています。

### カ 市街化調整区域農地

- **市街化調整区域農地の指定は維持の状態にあります。**

市街化調整区域内にある農地を転用するためには、農地法の規定により、許可を受ける必要があります。市内には0.79haの農地が市街化調整区域に存在します。

### キ 河川区域

- **河川区域は維持の状態にあります。**

東大和市内には、空堀川、奈良橋川及び前川の3河川が流れています。また、昭和46年に立川都市計画河川第2号空堀川が都市計画決定され、現在も東京都が河川の改修整備を進めています。



公共空地（桜が丘市民広場）



風致地区（湖畔三丁目）



河川区域（空堀川）

## 第4 緑と水の現況と課題

### ク 条例等に指定されている緑地

#### ・保存樹林

- **保存樹林の指定数は僅かに減少しています。**

市内に残された 1,000 m<sup>2</sup>以上の一団の樹林地を、貴重な緑として保全することを目的として、東大和市みどりの保護・育成に関する条例により 3箇所 (0.76ha) を指定しています。

#### ・市民農園

- **市民農園は僅かに減少しています。**

市民が土に親しみ、農業に対する理解と健康的でゆとりのある生活を実現することを目的として、東大和市市民農園条例により東大和ファーマーズセンターを含む 4箇所の市民農園を設置しています。

#### ・その他

- **野火止用水歴史環境保全地域は維持の状態にあります。**

野火止用水周辺は、東京都の条例により、野火止用水歴史環境保全地域に指定されています。立川市・東大和市・小平市・東村山市・東久留米市・清瀬市にまたがり、総延長 9.6km、総面積 19.71ha の区域で、そのうちの 1.88ha が東大和市内に位置しています。



条例等に指定されている緑地  
(野火止用水歴史環境保全地域)

### (3) 社会通念上安定した緑地

- **大学や企業のグラウンドが別の用途に利用されたことなどによって、減少しています。**

社会通念上永続性が期待できる緑地として、自主管理公園、トトロの森、社寺境内地、墓地、大学や企業のグラウンド等があります。平成 29 年現在では総面積 18.29ha となっています。



社会通念上安定した緑地  
(自主管理公園)

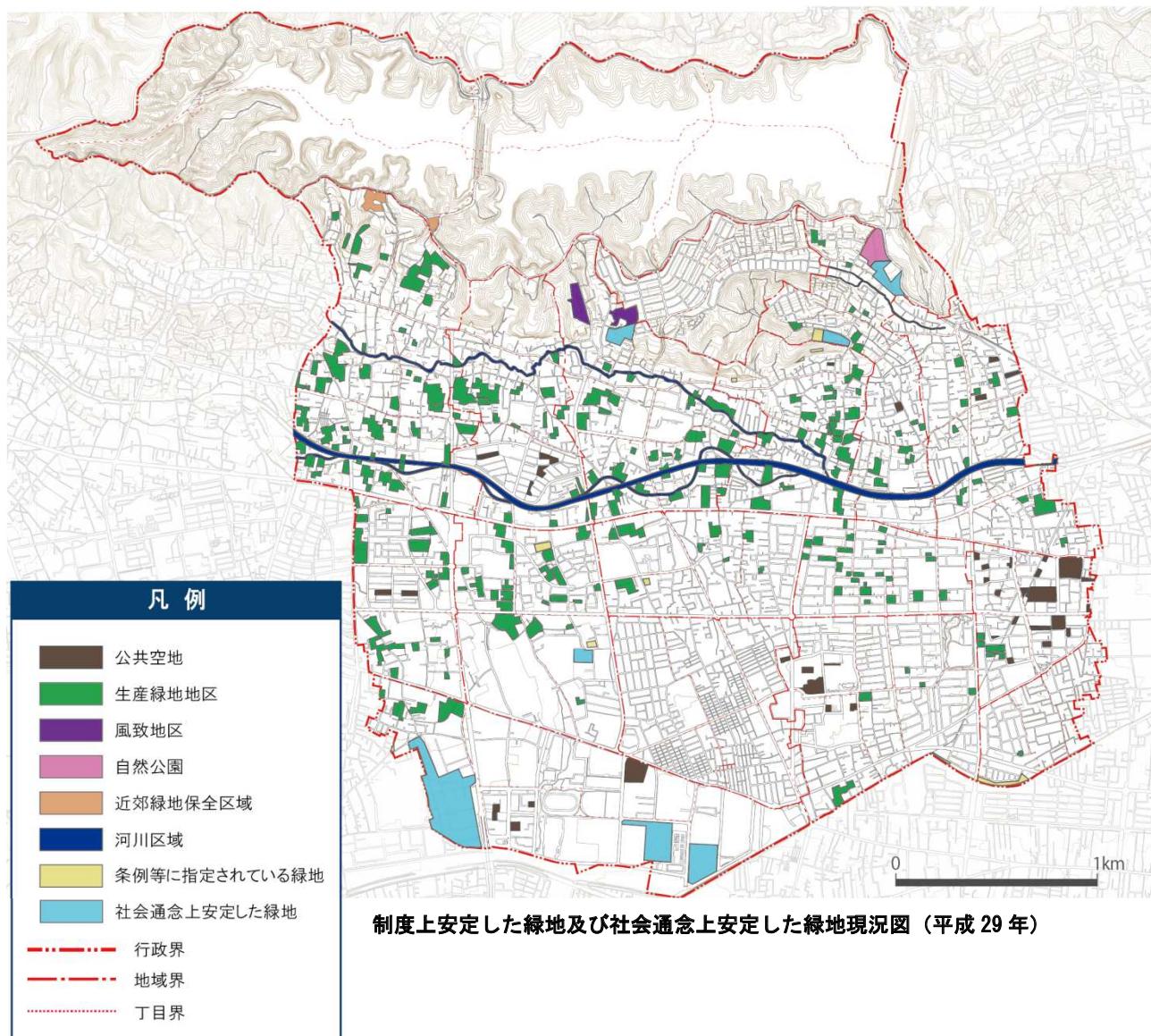


社会通念上安定した緑地  
(警視庁総合訓練施設)

## ■制度上安定した緑地及び社会通念上安定した緑地の変化

		平成 10 年	平成 29 年
制度上安定した緑地	公共空地	15箇所 (9.67ha)	15箇所 (10.80ha)
	生産緑地地区	226箇所 (59.27ha)	200箇所 (44.63ha)
	風致地区	2箇所 (47.00ha)	2箇所 (47.00ha)
	自然公園	1箇所 (444.60ha)	1箇所 (444.60ha)
	近郊緑地保全区域	1箇所 (341.10ha)	1箇所 (341.10ha)
	市街化調整区域農地	1箇所 (0.79ha)	1箇所 (0.79ha)
	河川区域	3箇所 (15.65ha)	3箇所 (15.65ha)
	条例等に指定されている緑地	12箇所 (4.76ha)	10箇所 (3.22ha)
社会通念上安定した緑地		10箇所 (26.53ha)	12箇所 (18.29ha)

※「制度上安定した緑地」は、区域に一部重複があります。



## 第4 緑と水の現況と課題

### (4) 緑の確保目標量に対する確保状況

第一次計画で設定した公園・緑地等の確保目標量に対する平成29年現在の確保量は以下のとおりです。

#### ア 公園緑地等の都市施設とする緑地※の確保目標量

※都市計画公園、都市計画緑地、都市公園、条例等の公園の緑地の確保目標量

平成 10 年	平成 29 年	平成 30 年(目標年次)
住民一人当たりの面積 14.86 m <sup>2</sup> /人 (人口約 77 千人)	住民一人当たりの面積 17.31 m <sup>2</sup> /人 (人口約 85 千人)	住民一人当たりの面積 18.75 m <sup>2</sup> /人 (人口約 81 千人)

※人口が計画策定時に予想された約 81 千人の場合でも 17.98 m<sup>2</sup>/人で未達成

#### イ 緑地の確保目標量\*

※公園緑地等の都市施設とする緑地、制度上安定した緑地、社会通念上安定した緑地の確保目標量

平成 10 年	平成 29 年	平成 30 年(目標年次)
528.40ha (都市計画区域面積 1,354ha)	507.85ha (都市計画区域面積 1,354ha)	534.32ha (都市計画区域面積 1,354ha)

### (5) みどり率及びみどり域

みどり率とは、公園、街路樹、樹林地、草地、農地、住宅地の緑、河川、水路等の面積が東大和市全体の面積に占める割合を示します。また、みどり域はそれら緑で覆われた区域の面積を示します。平成25年の東大和市のみどり率及びみどり域は以下のとおりです。

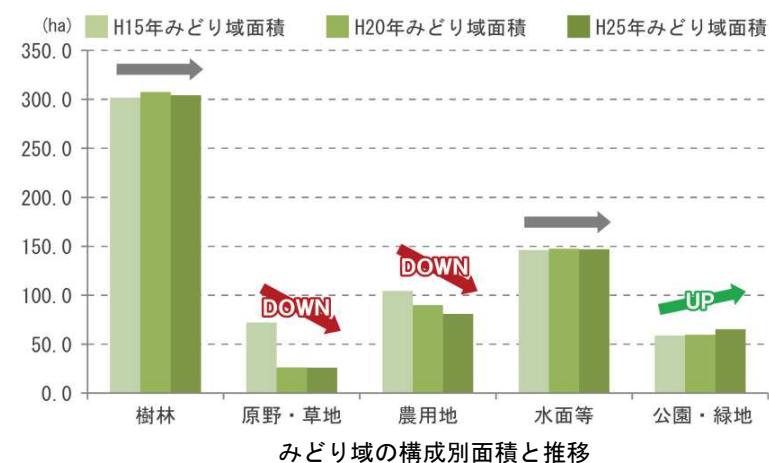
#### ア みどり率の変化

平成 15 年	平成 25 年
市全体のみどり率 50.4% (総面積 1,353ha※のうち 682.5ha)	市全体のみどり率 46.0% (総面積 1,353ha※のうち 623.2ha)

※市域総面積は GIS データによるもので公称値とは異なります。  
資料：みどり率は、東京都みどり率データを基に市独自集計を行った

#### イ みどり域の構成

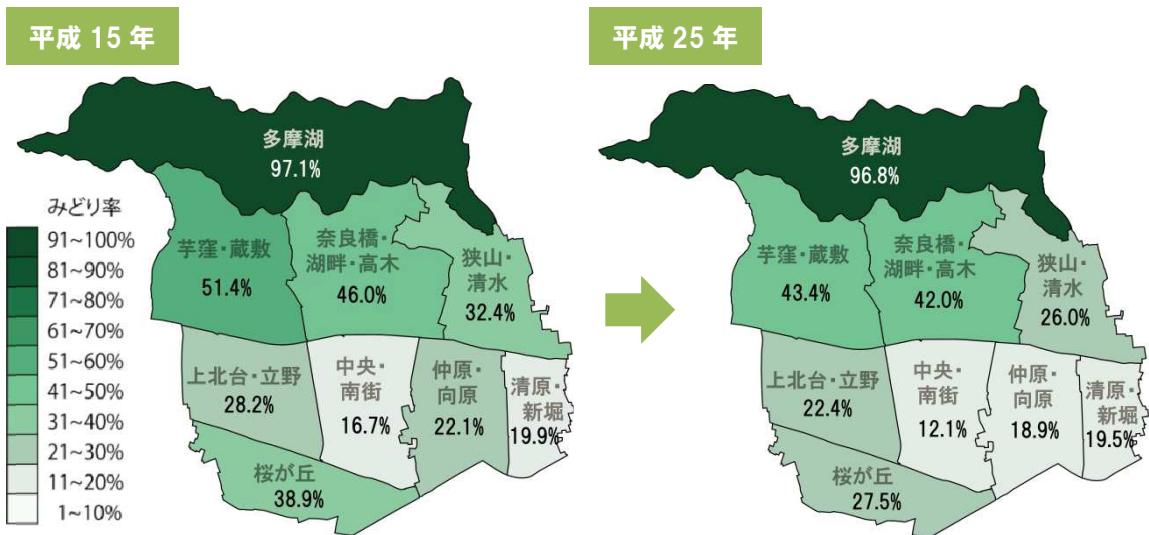
みどり域のうち、最も高い割合を占めているのが樹林となっています。平成15年から平成25年までの10年間において、樹林や水面等は大きな変化はなく、公園・緑地が僅かに増加しています。原野・草地及び農用地は減少傾向にあります。



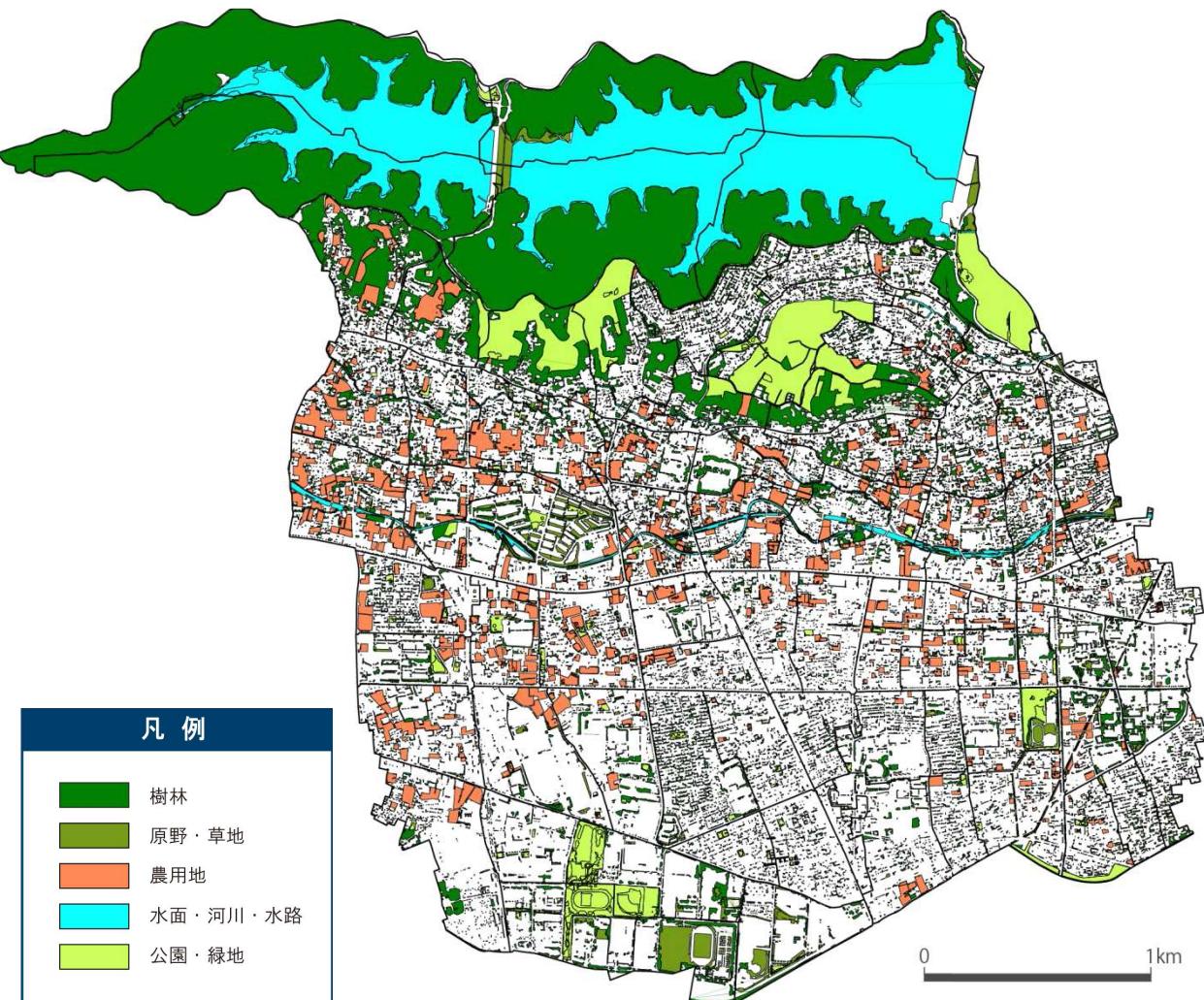
資料：みどり域の構成は、東京都みどり率データを基に市独自集計を行った

## ウ 地域別のみどり率の変化

地域別のみどり率は、市域北側の多摩湖、芋窪・蔵敷、奈良橋・湖畔・高木で高く、南東側の市街地に向かって低くなっています。平成15年から平成25年までの10年間ににおいて、全ての地域でみどり率が減少しています。



資料：地域別のみどり率は、東京都みどり率データを基に市独自集計を行った



みどり域図（平成25年）

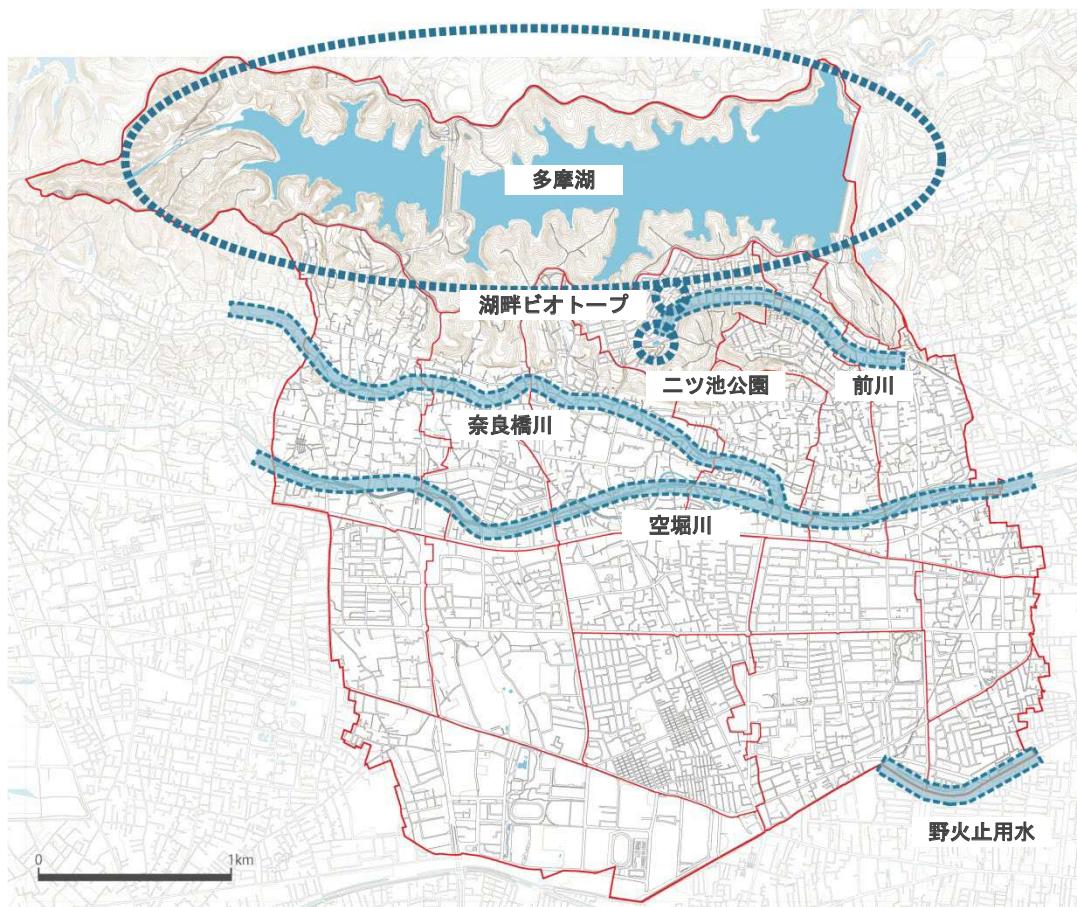
資料：みどり率は、東京都みどり率データを基に市独自集計を行った

## 第4 緑と水の現況と課題

### (6) 緑と水の資源

#### ア 水資源

東大和市には、市を代表する資源である多摩湖、市街地を横断する空堀川、奈良橋川、前川などの河川や野火止用水などの水辺環境があるほか、前川の源流部にあたるニッ池公園や湧水を活用した湖畔ビオトープなど多様な水資源に恵まれています。



多摩湖



空堀川



奈良橋川



前川



野火止用水



湖畔ビオトープ

## イ 街路樹・道路愛称

市内の幹線道路等には様々な樹種の街路樹が植えられており、街並みに季節感や潤いをもたらしています。

また、市内には市民公募により愛称が付けられた道路が14路線ありますが、その中に街路樹の樹種名を冠した路線があり、市民に親しまれています。



湖畔通り（樹種：サクラ）



やまもも通り（樹種：ヤマモモ）



ハミングロード（樹種：ハナミズキ）

## ウ 保存樹木・保存生垣

東大和市みどりの保護・育成に関する条例に基づき、良好な自然環境の形成に寄与する大系木や生垣を「保存樹木」や「保存生垣」に指定しています。

市では維持管理に要する経費の一部を負担するなど、指定の奨励に努めることとしています。なお、平成12年から補助金は凍結しています。



保存生垣(狭山四丁目)

## 第4 緑と水の現況と課題

### 工 農地(農業体験農園)

法律に基づいて指定される生産緑地地区や条例に基づいて設置する市民農園の他、市内には交流の場となる「学校農園」や「農業体験農園」があります。ただし、平成29年度現在は「学校農園」の実施校はありません。



農業体験農園 (藏敷二丁目)

### オ 緑と水をつなぐネットワーク(自転車・歩行者道)

広域的な自転車・歩行者道として、「多摩湖自転車歩行者道」や「武蔵野の路 (多摩湖コース)」が多摩湖周辺に整備されています。

また、東大和市のウォーキングマップにも多摩湖や野火止用水等の緑と水がコースとして位置づけられています。



武蔵野の路



多摩湖自転車歩行者道

### カ 東大和の良好な景観形成に寄与する緑と水(東やまと 20 景)

残しておきたい景観として市民が選定した「東やまと 20 景」には、市役所と市民広場や多くの公園、多摩湖や社寺境内地等が選ばれ、緑と水の多い景観になっています。



市役所と市民広場



都立東大和公園



円乗院

## (7) 緑と水に関わる活動

### ア 市民協働の取組み

市民と行政の協働の取組みとして「緑のボランティア」制度があり、駅前ロータリー、公園、道路等の美化活動を行っています。また、狭山緑地の雑木林を守り育てる「狭山緑地雑木林の会」や、空堀川のクリーンアップや水質調査等を実施している「空堀川を考える会」等といった環境団体による活動も行われています。

東大和市郷土博物館では、「オオムラサキ増やし隊」によって、国の国蝶であり、準絶滅危惧種に指定されているオオムラサキを増やす取組み等が行われています。



「緑のボランティア」活動風景



「空堀川の清掃」活動風景

### イ 環境市民の集い

毎年5月の第2土曜日から6月11日までを「環境月間」と定め、環境団体や関係行政機関等と連携して、「環境市民の集い」を開催し、多くの市民に環境問題の重要性を啓発しています。

## (8) 緑と水の現況(まとめ)

### 【緑と水について】

- ・東大和市の緑の現況は、都市公園・都市緑地は増加しています。ただし、都市計画決定したものの未整備の公園があり、既に公園区域の一部が宅地化されています。また、条例等によって民有地に設置しているこども広場は、僅かに減少しています。
- ・生産緑地地区は大きく減少しています。また、保存樹林や市民農園も僅かに減少しています。風致地区、自然公園、近郊緑地保全区域、河川区域、野火止用水歴史環境保全地域は指定区域の変更はありませんが、近郊緑地保全区域については、指定区域の一部の緑地が宅地化されています。
- ・原野・草地は企業や大学等のグラウンドが宅地化されたことなどによって減少しています。
- ・「水環境」としては、市を代表する資源である多摩湖、整備の進む空堀川など市街地を横断する河川や野火止用水などの水辺環境のほか、前川源流部の二ツ池公園や湧水を活用したビオトープなど多様な水資源に恵まれています。
- ・道路の街路樹が整備され、市街地にうるおいのある都市景観を創出しています。また、「多摩湖自転車歩行者道」や「武蔵野の路」、「東やまと20景」等といった緑と水の資源に恵まれています。
- ・市域全体の緑と水は、市北部の狭山丘陵及び多摩湖一帯に多く分布している状況にありますが、河川や道路等によるネットワークが徐々に構築されつつあります。
- ・現在、条例等による保存樹木・保存生垣の指定の推奨をしていますが、補助金を凍結しており、今後、財政状況を踏まえた指定の維持・推進策の検討が必要となります。
- ・そのほかに、緑と水を守り、育む取組みとして、市民と協働した美化活動や環境団体による緑と水の保全活動が行われています。

### 【緑の確保目標量について】

- ・住民一人あたりの公園緑地等の都市施設の緑地面積は、平成10年の14.86m<sup>2</sup>/人から、平成29年現在17.31m<sup>2</sup>/人で、2.45m<sup>2</sup>/人で増加していますが、平成30年の目標量には達していません。
- ・東大和市内全体の緑地面積は、平成10年の528.40haから、平成29年現在507.85haで、20.55ha減少しており、平成30年の目標量には達していません。
- ・緑地の主な減少要因は、制度上安定した緑地である生産緑地地区等（農地）と、社会通念上安定した緑地である企業や大学等のグラウンド（原野・草地）の減少が影響しています。

## 2 緑と水の課題

東大和市の「緑と水の現況」、「市の施策取組み状況」、「緑と水に関する市民ニーズ等からみた緑と水の課題」を抽出し、第一次計画の基本方針別に整理します。

狭山丘陵の保全と活用について	現況	市	市民
	・引き継がれてきた狭山丘陵の緑と水の継承	・狭山丘陵における各種法規制の維持 ・効果を踏まえた保全制度活用の検討 ・利活用施設の整備の重点化（絞り込み） ・市民協働の普及・啓発の一層の推進	・狭山丘陵及び多摩湖の保全や質の向上、資源としての活用 ・観光まちづくりに寄与する緑と水の保全と活用
水辺等の保全・活用について	現況	市	市民
	・恵まれた水資源の保全及び整備	・利活用のための水辺環境の整備（親水河川化等）	・都と連携した河川環境整備 ・水辺環境の質の向上、河川の利用環境の向上 ・緑や水を感じられる空間の創出 ・ホタルの生息環境や取組みの継続性等の検討
農地の保全と活用について	現況	市民	市民
	・減少傾向にある農地の保全・活用	・市民農園等の整備促進 ・まちなかの農地の効果的な活用	・災害時協力農地の登録推進 ・生産緑地地区の活用や市民農園の整備
樹林地の保全について	現況	市	市民
	・樹林・樹木の保全・活用に向けた補助金（凍結中）の復活やそれに代わる支援策の整備	・樹林や樹木の保全等に関する支援制度の浸透 ・外来種対策の検討	・生物多様性への配慮及び地球温暖化の緩和に寄与する緑と水の保全
緑のリサイクルについて	市	市民	市民
	・ニーズを踏まえた緑のリサイクルの一層の推進	・樹林地の活用と保全の循環形成 ・生物多様性や資源循環の確保	
公園・緑地等の整備について	現況	市民	市民
	・多様な緑の適正な配置 ・施策の適切な評価や施策の実現性等を考慮した緑の確保目標量の設定 ・市北部の緑と水とのネットワークの構築	・官民問わず様々な緑の適正な配置 ・特色のある公園の着実な整備 ・緑と水によるネットワークの将来像の設定と取組み	・適正な緑地の配置、多様な緑と水の確保 ・既存のサクラ等の花木や河川、用水も含めた緑と水のネットワークの形成
公共施設の緑化について	市	市民	市民
	・財政状況や市民ニーズを踏まえた公共空間の緑化及び維持管理の推進	・日常生活にうるおいや安らぎを提供する緑の創出と水辺空間の整備 ・街路樹の適正な維持管理	・東大和の原風景を形成する緑と水の保全
民有地の緑化について	現況	市	市民
	・民有地の緑の保全・活用に向けた補助金の復活や支援策の整備	・地区計画制度や街づくり条例等による緑と花の緑化推進、補助金の復活、あるいはそれに代わる支援策の整備	・商店街や駐車場の緑化推進
緑化重点地区について	市	市民	市民
	・今後の施策展開（制度活用等）を見据えた新たな緑化重点地区的設定	・特定の地区を定める緑化重点地区的見直し	
市民・企業・行政の協働について	市	市民	市民
	・緑と水に関わる協働の取組みの一層の推進 ・緑と水に関わるボランティア組織の育成・支援 ・「環境緑化基金」の活用による自然環境の保護と市街地の緑化推進 ・緑と水に関するイベント等の継続的な開催	・若い世代や子育て世代を中心とした観察会・講習会等の参加機会の拡充・情報発信	・活動団体のネットワーク形成 ・周辺自治体との広域的な連携

現況

…現況からみた課題

市

…施策の取組み状況からみた課題

市民

…市民ニーズからみた課題（市民アンケート、改定懇談会、地域別懇談会）

## ふるさとの緑と水をまもる

## 緑の拠点とネットワークをつくる

## 緑あふれるまちをつくる

## 市民・企業・行政の協働

狭山丘陵の緑は、各種法規制によって保全され、緑の量・質ともに市民の満足度は高く、市民協働による管理や環境教育活動等も進んでいます。しかし、野鳥観察施設や野草園等の整備が進んでいません。狭山丘陵の緑の管理や資源の活用が重要であると考える市民が多く、さらなる取組みが求められています。

空堀川や奈良橋川の河川整備が進められています。また、湧水は生物の生息地として、保全や活用が行われており、量・質ともに市民の満足度が高くなっています。水辺の整備、水質浄化、市民の認知度も高く、重要度も高いことから、さらなる取組みが求められています。また、ホタルの回復等の取組みについては、生息環境の適切性等の検討も含めた取組みが求められています。

農地の減少傾向は続いており、農地や市民農園等が不足していると感じる市民が多くいます。一方で、農作物直売所や農家レストランのあるまちなかの農地など、農地の活用を通じた保全も市民から求められています。

条例で樹林地の保全等に対する支援制度を設けていますが、現在、補助金を凍結しており、今後、財政状況を踏まえた指定の維持・推進策の検討が求められます。また、支援制度に対する市民の認知度も低いことから、支援策の見直しやPR等が求められています。

剪定枝のチップ化や落ち葉の堆肥化等による緑のリサイクルは進んでいます。また、生物多様性や地球温暖化の緩和に寄与する雑木林の維持管理を通じた緑のリサイクル等も求められています。

**(公園・緑地の整備)**公園は、市民ニーズに合わせた整備の取組みが進んでいます。しかし、都市公園・緑地の体系的な配置は進んでおらず、都市計画決定した公園でも未整備の公園があります。

また、市民一人あたりの公園・緑地等の確保目標量は未達成の状況であり、指標や目標量の見直しが必要です。特色ある公園整備や公園の再整備、公園・緑地等の面積確保や適正配置は重要であると考える市民が多いほか、公園・緑地等の整備における空き地の活用、官民連携によるカフェ・レストランの導入なども市民から求められています。

**(緑と水のネットワークの形成)**道路整備のほかに河川整備が着実に進められており、公園・緑地等をつないで利用を促進する取組みを重要と考える市民が多く、既存のサクラ等の花木を活かしたネットワークの形成や市北部の緑と水の拠点につながるような河川や用水も含めたネットワークの形成が求められています。

公共施設の緑化は着実に進んでいますが、季節感の演出や特色ある緑化は進んでいません。やまもも通りやハミングロード等で特色ある街路樹の整備を進めていますが、街路樹や公園施設の適正な維持管理を求める意見もあります。緑と水には、生活にうるおいや安らぎを与える場としての役割を求める市民が多く、緑と水を感じられる空間が求められています。また、子どもたちに残したい原風景の形成・継承に寄与する役割も求められています。

民有地の緑化は、地区計画制度や街づくり条例等によって進めています。しかし、商店街や駐車場の緑が、量・質ともに不足・不満を感じている市民が多いことから、民有地の緑と花による緑化支援策の見直しが求められています。

特定の地区を定めて緑地の整備等を重点的に推進する取組みの重要度は低いと考える市民が多い一方で、都市緑地法改正により導入された「市民緑地認定制度」の活用には、緑化重点地区等の指定が前提条件になっています。

**(協働の推進)**市民との協働による樹林地や河川の維持・保全、公園や道路、駅前広場等での緑化が進められています。一方で、多くの市民はボランティアに参加しておらず、新たなボランティアの育成が進んでいません。しかし、機会があれば参加したいと考えている市民が一定程度いることから、緑と水に関わる協働の取組みの推進とボランティア組織の育成・支援が求められています。

**(緑の取組みの市民への浸透)**緑の基本計画をはじめ、市の緑と水の取組みに対する市民の認知度が非常に低い状況にあります。協働を進めるためにも「環境市民の集い」等のイベントの開催や市のホームページなどを活用する等、市の緑と水の取組みに関する積極的な情報発信が求められています。

## 第4 緑と水の現況と課題

前頁の「緑と水の課題」と「緑と水の取り巻く環境の変化」から、今後の取組み課題を以下のとおり整理し、「改定における視点」を抽出します。

緑と水を取り巻く環境の変化（P12）

ふるさとの緑と水をまもる

- 「保全」に加えて「活用」の視点強化／「生物多様性」や「地球温暖化の緩和」への寄与
- ①狭山丘陵や多摩湖を、市を代表する資源として観光まちづくりなどへの活用に努める必要があります。
  - ②国・都・市の定める法規制を維持し、新たな保全制度等の活用について、効果を踏まえた検討が必要です。
  - ③進んでいない施設整備の重点化（絞り込み）による着実な整備が必要です。また、市民参加による樹林管理が進んでおり、自然環境調査等を含めた一層の推進が必要です。
  - ④水辺の整備、水質浄化、ホタルの回復等の水辺環境の保全・活用のさらなる取組みが必要です。
  - ⑤市街地の貴重な緑地として、まちなかの農地の効果的な活用（農産物直売所、農家レストラン等）が必要です。
  - ⑥財政状況を踏まえ、樹林地の保全に向けた支援策の検討が必要です。
  - ⑦生物多様性の確保、地球温暖化の緩和等に寄与する樹林地の保全・活用や資源循環が必要です。

緑の拠点と  
ネットワークをつくる

### 「緑」に加えて「水」の視点強化／「官民連携」による「多様な緑」の創出

- ①「東大和市特色ある公園整備基本方針」に基づく特色ある公園整備の着実な推進が必要です。また、併せて市民ニーズを踏まえた再整備や運営管理が必要です。
- ②新規整備の難しい都市計画公園・緑地だけでなく、官民連携により、民有地も含めた多様な緑の創出が必要です。
- ③実現性等を考慮した緑の確保目標量やその他指標の設定が必要です。
- ④市北部の緑と水の拠点につながっていくような河川や用水も含めた「緑と水のネットワーク」の将来像の設定と実現に向けた取組みが必要です。
- ⑤多様な緑を把握し、防災まちづくり等に活用する必要があります。

緑あふれるまちをつくる

### 「緑」に加えて「花」の視点強化／「緑化支援策」の整備／「原風景」の保全・継承

- ①財政状況や市民ニーズを踏まえた公共施設の緑化が必要です。
- ②街路樹や公園の植栽、遊具などの公園施設の適正な維持管理が必要です。
- ③商店街や駐車場等の民有地の緑や花による緑化を促すような支援方策等の検討が必要です。
- ④日常生活においてうるおいや安らぎを提供する緑の創出と水辺空間の整備が必要です。
- ⑤子どもたちに残したい原風景を形成する緑と水の保全・継承が必要です。
- ⑥特定の地区を定める緑化重点地区指定の見直しが必要です。

市民・  
行政の  
協働

### 「協働」の深化／「情報発信・PR」の強化

- ①緑と水に関わる協働の取組みの一層の推進が必要です。
- ②「緑のボランティア」を中心とした緑と水に関わるボランティア組織の育成・支援が必要です。
- ③ボランティア活動等に関する情報発信の強化や活動組織のネットワーク形成が必要です。
- ④緑と水の取組みなどに関する情報発信・PRの強化や普及・啓発に関わるイベント等の継続的な開催が必要です。

### 改定における視点

- 
- ①緑と水の資源を保全するとともに、交流人口※の増加に寄与するよう積極的に活用を図る計画とします。
  - ②農地を市街地の貴重な緑として積極的に保全・活用を図る計画とします。
  - ③樹林地の保全・活用による生物多様性の確保や資源循環による地球温暖化緩和に資する計画とします。
  - ④公園・緑地だけでなく、多様な緑の創出と水辺空間の整備を図る計画とします。
  - ⑤河川や用水も含めた緑と水のネットワークの形成を図る計画とします。
  - ⑥緑や花による緑化の推進を図る計画とします。
  - ⑦緑と水に関する広範な取組みにおいて、市民・市民団体・企業等との協働を深める計画とします。

※交流人口とは、市外から市内に何かしらの目的で訪れる人口（観光客や短期滞在者）のこと、「定住人口」に対する概念